

東京都遺伝子組換え作物栽培に関する指導基準（案）の変更について

変更前（第1回）		変更後（第2回）		第1回の論点と変更理由												
頁	<p>第1 総則</p> <p>2 関係法令等</p> <p>1 (4)「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」</p> <p>2 3 指導対象 (省略)</p> <p>なお、同種の雑草等を介して間接的に一般作物へ交雑する可能性があるため、交雑する可能性のある野生植物（人為的に管理されないものを含む）との間に一定の交雑防止措置を講ずるものとする。</p> <p>表1 交雑する可能性がある同種作物及び野生植物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>栽培対象作物</th> <th>同種栽培作物 (野生化したものを含む)</th> <th>交雑する可能性がある野生植物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イネ</td> <td>イネ(Oryza sativa L.)</td> <td>イネ(Oryza) 属植物</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 4 交雑防止措置 (省略)</p> <p>(1) 隔離距離による交雑防止措置</p> <p>① 当該栽培対象作物ごとに、表1に定める同種栽培作物（野生化したものを含む）及び交雑する可能性がある野生植物との間に、表2に定める距離以上隔離するものとする。</p> <p>表2 隔離すべき距離</p>	栽培対象作物	同種栽培作物 (野生化したものを含む)	交雑する可能性がある野生植物	イネ	イネ(Oryza sativa L.)	イネ(Oryza) 属植物	頁	<p>第1 総則</p> <p>2 関係法令等</p> <p>1 (4)「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」</p> <p>2 3 指導対象 (省略)</p> <p>周辺の一般作物だけでなく、同種の雑草等を介して交雑が拡大する可能性があるため、表に掲げる同種作物（野生化したものを含む）及び交雑する可能性のある野生植物を対象とする。</p> <p>表 交雑する可能性がある同種作物及び野生植物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>栽培対象作物</th> <th>同種作物 (野生化したものを含む)</th> <th>交雑する可能性がある野生植物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イネ</td> <td>イネ(Oryza sativa L.)</td> <td>都内では自生植物なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 4 交雑防止措置 (省略)</p> <p>(1) 隔離距離による交雑防止措置</p> <p>① 当該栽培対象作物ごとに、表に定める同種作物（野生化したものを含む）及び交雑する可能性のある野生植物との間に、別表に定める距離以上隔離するものとする。</p> <p>ただし、栽培面積、ほ場の状況等により、別表によらない距離を設ける場合がある。</p> <p>表2 削除</p> <p>② 表に掲げた作物以外の遺伝子組換え作物が栽培される可能性もあるため、暫定的な措置として、<u>その他作物の隔離距離を設ける</u>。なお、表に掲げた作物以外</p>	栽培対象作物	同種作物 (野生化したものを含む)	交雑する可能性がある野生植物	イネ	イネ(Oryza sativa L.)	都内では自生植物なし	<p>農林水産省に確認したところ、正しくは漢数字</p> <p>「交雑する可能性のある野生植物（人為的に管理されないものを含む）」という文章では意味が通じない。全体に文章がわかりやすくなるよう訂正。</p> <p>上記に合わせ語句訂正。 雑草化したイネ「イネボウシ」は、都内で自生していない。</p> <p>第1回開催後、北海道から交雑試験の結果が発表され、今後も新たな知見により隔離距離を変更する可能性があるため、北海道などと同様に、隔離距離を本文とは別に記載することとした。 花粉の飛散距離が、栽培するほ場の面積などで変わることが踏まえた記述とする。</p> <p>現在対象となっていない作物（たとえばサラダ用アルファルファなど）でも、今後栽培される可能性があるため、新潟県の基準を参考に、対象外の作物について暫定的な基準</p>
栽培対象作物	同種栽培作物 (野生化したものを含む)	交雑する可能性がある野生植物														
イネ	イネ(Oryza sativa L.)	イネ(Oryza) 属植物														
栽培対象作物	同種作物 (野生化したものを含む)	交雑する可能性がある野生植物														
イネ	イネ(Oryza sativa L.)	都内では自生植物なし														

変更前（第1回）		変更後（第2回）		第1回の論点と変更理由
頁		頁	<u>の遺伝子組換え作物の栽培計画が明らかになった場合、都は速やかに基準を設けるものとする。</u>	を策定する。
3	② イネ及びダイズについて（以下省略）	3	③ 削除	モニタリングについては、別に定めた。
4	5 混入防止措置 （省略） （5） <u>遺伝子組換え作物等を栽培したほ場での後作の収穫物の取り扱い</u> 遺伝子組換え作物等を栽培したほ場に次期作あるいは次年度作として栽培した作物の収穫物は、 <u>前作の遺伝子組換え作物等を開花前に抜き取る場合その他当該ほ場の収穫物に遺伝子組換え作物等が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物等の収穫物と同様に処理すること。</u>	4	5 混入防止措置 （省略） （5） <u>遺伝子組換え作物等を栽培したほ場での後作の取り扱い</u> 遺伝子組換え作物等を栽培したほ場に次期作あるいは次年度作として栽培する同種作物も、（1）～（4）の処理をすること。 <u>なお、別表の隔離距離内の交雑する可能性のある野生植物についても、同様に種子の拡散防止と植物体が再生しない処理を行うこと。</u>	処理の内容が不明確であり、除外理由および何が「同様」なのかわからないとの指摘を受け、遺伝子組換え作物と同じ処理であることを明記する。
5	6 交雑の有無を確認するための方法 同種栽培作物等との交雑の有無を確認するため、必ずモニタリング調査を実施するよう指導する。モニタリング調査は、 <u>遺伝子組換え作物を栽培する毎に行う。</u> （省略）	4	6 交雑の有無を確認するための方法 同種栽培作物等との交雑の有無を確認するため、必ずモニタリング調査を実施するよう指導する。モニタリング調査は、 <u>遺伝子組換え作物を栽培する毎に行うこととする。</u> <u>モニタリング等の実施方法については、別に定める。</u> 削除	意図しないこぼれ種などについても考慮し、対象範囲を広くする。
5	第3 隔離ほ場での試験研究栽培における交雑混入防止措置 <u>試験研究機関の隔離ほ場で遺伝子組換え作物を栽培する場合は、「実験指針」に準じた措置を講ずるよう指導する。</u>	5	第3 隔離ほ場での試験研究栽培における交雑混入防止措置 <u>隔離ほ場での遺伝子組換え作物を栽培する場合は、「実験指針」に準じた措置を講ずるよう指導する。</u> <u>なお、遺伝子組換え作物の試験研究栽培を行うための隔離ほ場及び試験研究機関とは、下記の要件を満たしているものをいう。</u> 1 隔離ほ場 <u>隔離ほ場とは、遺伝子組換え作物の栽培を行うために、一定の区画された、一般環境を模したほ場で、下記のものを有すること。</u>	モニタリングの方法について、数字を明記することは難しいが、ある程度具体的な方針や方法を記載する必要がある。このため、遺伝子組換え作物を栽培しようとする者が目安となるようなものを、本文とは別に定める。
				隔離ほ場における試験研究栽培は、一般ほ場と分けて考えており、隔離距離等の基準を国の実験指針に準じているが、都の方針と齟齬があるのではないかと。また、研究といっても内容は様々ではないかと。国の基準と二重の基準を設ける必要はないが、北海道を参考に、隔離ほ場と試験研究機関の基準を定める。

変更前（第1回）		変更後（第2回）		第1回の論点と変更理由
頁		頁	<p>① <u>フェンスその他部外者を防止するための囲い</u></p> <p>② <u>隔離ほ場である旨、部外者立入禁止、管理者の氏名を記載した標識の掲示</u></p> <p>③ <u>意図せず遺伝子組換え作物が持ち出されることを防止するため、使用した機械や器具、靴などに付着した遺伝子組換え作物を洗浄する設備</u></p> <p>④ <u>花粉の広範な拡散が想定される作物を栽培する場合は、花粉の飛散を減少させるための防風林・防風網等</u></p> <p>2 試験研究機関</p> <p><u>試験研究機関は、都内に遺伝子組換え作物を栽培するほ場を有するもの（権原に基づき使用する場合を含む）で、下記の要件を満たしていること。</u></p> <p>① <u>国、独立行政法人または地方公共団体が試験研究を行う機関</u></p> <p>② <u>学校教育法に規定する大学または高等専門学校</u></p> <p>③ <u>①②以外で、試験研究を行う者は、下記の要件を満たすこと</u></p> <p>ア <u>専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること</u></p> <p>イ <u>上記研究員は、学校教育法による大学または高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者であって2年以上の遺伝子組換え作物技術に関する試験研究の実務経験を有すること</u></p>	
5	第4 1 管理責任者の設置	5	第4 1 管理責任者の要件	語句訂正
6	第5 交雑混入による経済的被害が発生した場合の対応	6	第5 交雑混入による経済的被害が発生した場合の対応 <u>遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、一般作物に交雑・混入が生じた場合を想定し、経済的被害を生じさせた相手への賠償に応じられるよう、あらかじめ対応方法を策定するよう指導する。</u>	経済的被害と想定される内容とは何か、具体的に示す必要がある。指導指針で想定したものは、損害や経費として金額を明らかにできるものであった。これを踏まえて、具体的に記載する。

変更前（第1回）		変更後（第2回）		第1回の論点と変更理由
頁	<p>1 経済的被害の範囲 経済的被害とは、対応指針に定義しているとおり、交雑・混入した一般作物の除去、回収処理、及びその栽培にかかった経費等直接的な経済的負担の範囲とする。</p>	頁	<p>1 経済的被害の範囲 経済的被害とは、交雑・混入した一般作物の除去、回収処理、及びその栽培にかかった経費等直接的な経済的負担の範囲を指す。これは、当該作物を販売した場合の売上げ予想額や当該作物の除去等にかかる実費など、具体的な金額が明示できる範囲とする。また、交雑・混入した作物を販売した場合は、非遺伝子組換え作物として販売した場合に想定される収益との差額を対象と考える。</p> <p>ただし、これは、被害の認定及び被害額の算定を行う根拠となるものではなく、被害の範囲については当事者間で協議するものとする。</p> <p>2 経済的被害の発生確認 当該遺伝子組換え作物を栽培する者が、交雑・混入の発生の有無について、モニタリングの結果並びに科学的根拠をもって確認する。</p>	<p>都は、あくまで指導を行う立場であり、損害賠償の補償を行うものでない点を記載しておくべきではないか。</p> <p>遺伝子組換え作物を栽培する者の責任範囲と証明方法を、明確にする。</p> <p>弁償するための経費調達の状況についても、記載を求めらるべき。</p> <p>情報提供、説明会、栽培計画書提出の時間的な順序がわからないので、具体的に記載する。 栽培計画書には、説明会の結果を記載するよう指導する。</p>
6	<p>2 対応方法の策定 一般作物に交雑・混入した場合のことを想定し、経済的被害への対応方法を策定し、交雑・混入した農作物の除去や回収処理、栽培に要した経費の負担等に関する考え方を明記するよう指導する。</p>	7	<p>3 対応方法の策定 当該遺伝子組換え作物を栽培する者は、一般作物に交雑・混入した場合に発生する被害額を想定し、栽培計画書に、できるだけ具体的な対応方法を記載するとともに、損害賠償資金の調達方法についても記載する。</p>	
6	<p>第6 栽培に係る情報提供 1 対応指針に基づいた対応 (1) 説明会の開催 遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、栽培計画書の提出までに、栽培するほ場がある区市町村、当該地域の農業委員会、農協・農業者、周辺住民等に対する説明会を開催する。</p>	7	<p>第6 栽培に係る情報提供 1 対応指針に基づいた対応 (1) 一般ほ場での栽培における情報提供 ① 遺伝子組換え作物を栽培しようとする者が、遺伝子組換え作物の栽培を計画した場合、説明会を開催する前に、都に情報提供を行う。 ② 栽培計画書を都に提出する前に、栽培するほ場がある区市町村、当該地域の農業委員会、農協・農業者、周辺住民等を対象とした説明会を開催する。 ③ 栽培開始60日前までに提出する栽培計画書には、②の説明会の結果を明記する。</p>	

変更前（第1回）		変更後（第2回）		第1回の論点と変更理由																										
頁 3	<p>表2 隔離すべき距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>栽培対象作物</th> <th>同種栽培作物等との隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イネ</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td>ダイズ</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td>トウモロコシ</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td>ナタネ</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td>パパイヤ</td> <td>〇〇m</td> </tr> </tbody> </table>	栽培対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離	イネ	〇〇m	ダイズ	〇〇m	トウモロコシ	〇〇m	ナタネ	〇〇m	パパイヤ	〇〇m	頁	<p>別表</p> <p>東京都遺伝子組換え作物栽培に関する指導基準第2の4の(1)に定める隔離距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>栽培対象作物</th> <th>同種栽培作物等との隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イネ</td> <td><u>300m</u></td> </tr> <tr> <td>ダイズ</td> <td><u>20m</u></td> </tr> <tr> <td>トウモロコシ</td> <td><u>1200m以上</u></td> </tr> <tr> <td>ナタネ</td> <td><u>1200m以上</u></td> </tr> <tr> <td>パパイヤ ※</td> <td><u>1200m以上</u></td> </tr> <tr> <td>その他の作物</td> <td><u>1200m以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※パパイヤの交雑に関する試験結果及び文献等の資料が不十分なため、当面、その他の作物と同様の基準とする。</p>	栽培対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離	イネ	<u>300m</u>	ダイズ	<u>20m</u>	トウモロコシ	<u>1200m以上</u>	ナタネ	<u>1200m以上</u>	パパイヤ ※	<u>1200m以上</u>	その他の作物	<u>1200m以上</u>	<p>イネは、北海道の試験結果を参考とした。 その他作物を新潟を参考に策定し、パパイヤも暫定的に距離を設定した。</p>
栽培対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離																													
イネ	〇〇m																													
ダイズ	〇〇m																													
トウモロコシ	〇〇m																													
ナタネ	〇〇m																													
パパイヤ	〇〇m																													
栽培対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離																													
イネ	<u>300m</u>																													
ダイズ	<u>20m</u>																													
トウモロコシ	<u>1200m以上</u>																													
ナタネ	<u>1200m以上</u>																													
パパイヤ ※	<u>1200m以上</u>																													
その他の作物	<u>1200m以上</u>																													